

# 各知的財産権、著作権保護の国際的 枠組み

---

著作権法

弁護士 尾関孝彰

2026年4月13日

# 各知的財産権の特徴

## ■ 知的財産権の種類

- **特許権**及び**実用新案権**： 発明※を保護
  - ※ 実用新案法では、「考案」と呼ばれ、要求される進歩性の程度が低い。
- **意匠権**： ①工業製品（動産である物品）、②建築物、③デバイスに表示されるデジタル画像のデザインを保護
- **商標権**： 商品又はサービスのブランドを保護
- **不正競争防止法上の請求権**： 未登録の周知・著名ブランド、意匠未登録の新規商品形態、ドメイン名、営業秘密を保護
- **著作権**及び**出版権**： 著作物を保護
- **著作者人格権**： 著作者の名誉と著作物に対する思入れを保護
- **著作隣接権**： 著作物を公衆に伝達する者の権利を保護

● 実体法としての知的財産権法の概要は国際的に統一されている。

- **特許権、意匠権、商標権**：
  - ・ 有効性の審査を受けた上で登録される。
  - ・ 過失推定規定がある。実務上、過失推定は覆らない。  
→意図しない侵害に対しても損賠賠償請求できる。

● **特許権**： 無数に存在する特許発明の技術的範囲に入ることに気づきにくい。工業製品の製造・販売を独占するという強力な効力を有する。

● **著作権、不正競争防止法**： 無方式で権利を取得できる。他方、過失推定規定がないため、権利者は、損賠賠償請求をするためには侵害者の過失を立証することが要求される。

※ 差止請求については、過失は要件ではない。ただし、複製の要件である模倣には、原告著作物を参照したという主観的要件が内在する。

# 著作権保護の国際的枠組み

- 著作権の基本的事項はベルヌ条約（Berne Convention for the Protection of Literary and Artistic Works）で規定されている。
- ベルヌ条約は、原則として改正に全加盟国の同意が必要（Article 26(3)）なので事実上改正が不可能。1979年の改正を最後に改正がなされていない。 → 2002年発効のWIPO著作権条約（WIPO Copyright Treaty）でITの進展に応じた著作権の追加的保護が規定されてきた。

■ ベルヌ条約： 各国国内法における著作権の必須内容を規定する。台湾を除く全ての先進国が加盟国。

● 無方式主義： 何らの手続きを要することなく著作物の創作と同時に著作権が発生する(Article 5(2))。

● 内国民待遇の原則：

✓ 著作物の本国であるベルヌ条約加盟国において、本国の国民ではない著作者は、本国の国民であった場合と同じ著作権を享有する(Article 5(3))。

→ 例えば、著作物の本国が日本で著作者が同盟国の外国人であった場合、当該外国人著作者は、当該日本著作物について、著作者が日本人であった場合と同等の権利を享有する（日本著作権法6条2項）。

✓ 著作物の本国以外のベルヌ条約加盟国において、著作者は、その国の国民であった場合と同じ著作権を享有する(Article 5(1))。

→ 例えば、著作物の本国がカナダ・著作者がカナダ国民であった場合、当該カナダ人著作者は、当該カナダ著作物について、加盟国各国で内国民著作権を取得する（日本では、6条3項により、当該カナダ人著作者は6条1項の著作権と同等の権利を取得する）。

※ 著作物の本国： 原則として最初に著作物が発行された国

➤ 無方式主義と内国民待遇の原則によると、著作物の本国がどこであろうと、当該著作物がベルヌ条約で保護されるものである限り、著作者は、当該著作物が創作された時点で自動的に（何らの手続きを要することなく）、加盟国各国において、著作者の国籍を問わず、完全な著作権を享有する。

## Article 5

[*Rights Guaranteed*: 1. and 2. Outside the country of origin; 3. In the country of origin; 4. “Country of origin”]

(1) Authors shall enjoy, in respect of works for which they are protected under this Convention, in countries of the Union other than the country of origin, the rights which their respective laws do now or may hereafter grant to their nationals, as well as the rights specially granted by this Convention.

(2) The enjoyment and the exercise of these rights shall not be subject to any formality; such enjoyment and such exercise shall be independent of the existence of protection in the country of origin of the work. Consequently, apart from the provisions of this Convention, the extent of protection, as well as the means of redress afforded to the author to protect his rights, shall be governed exclusively by the laws of the country where protection is claimed.

(3) Protection in the country of origin is governed by domestic law. However, when the author is not a national of the country of origin of the work for which he is protected under this Convention, he shall enjoy in that country the same rights as national authors.

(4) The country of origin shall be considered to be:

- (a) in the case of works first published in a country of the Union, that country; in the case of works published simultaneously in several countries of the Union which grant different terms of protection, the country whose legislation grants the shortest term of protection;
- (b) in the case of works published simultaneously in a country outside the Union and in a country of the Union, the latter country;
- (c) in the case of unpublished works or of works first published in a country outside the Union, without simultaneous publication in a country of the Union, the country of the Union of which the author is a national, provided that:
  - (i) when these are cinematographic works the maker of which has his headquarters or his habitual residence in a country of the Union, the country of origin shall be that country, and
  - (ii) when these are works of architecture erected in a country of the Union or other artistic works incorporated in a building or other structure located in a country of the Union, the country of origin shall be that country.

# 著作権保護の国際的枠組み

日本著作権法6条（保護を受ける著作物）

「著作物は、次の各号のいずれかに該当するものに限り、この法律による保護を受ける。

一 日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物

二 最初に国内において発行された著作物（最初に国外において発行されたが、その発行の日から三十日以内に国内において発行されたものを含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、条約によりわが国が保護の義務を負う著作物」

- ベルヌ条約は、著作権保護期間については相互主義を適用する（Article 7(8)）。著作物の本国の著作権法による保護期間（期間A）が他の加盟国の著作権法による保護期間（期間B）より短いとき、当該他の加盟国においても保護期間は期間Aに短縮される。例えば、外国（日本以外の加盟国）を本国とする著作物については、当該本国の著作権法での保護期間が70年（日本著作権法上の保護期間）より短いとき、日本でも当該著作物の保護期間はその保護期間に短縮される（日本国著作権法58条）。

## ■ WIPO著作権条約

- コンピュータ・プログラムは、いかなる表現形式であっても、文芸（literary）の著作物として保護される（Article 4）。 →著作権法10条1項9号に反映されている。
- データの編集物（データベース）であって、内容の選択又は構成に知的創造性があるものは、保護される。ただし、内容を構成するデータの著作権を毀損しないように保護される（Article 5）。 →著作権法12条の2に反映されている。